

FC 八幡ビークルズ  
育成会会則

改定日:平成 17 年 4 月 1 日

作成日:平成 15 年 3 月 1 日

## 第一章 総則主題:

### 第一条 名称

本会は、FC 八幡ビバーズ育成会(以下「本会」という)と称す。

### 第二条 事務所

本会の事務所は、会長宅に置く。

### 第三条 構成

本会は、FC 八幡ビバーズ(以下「クラブ」という)に在籍する子供(以下「クラブ員」という)の保護者及び、本会の趣旨に賛同するものを以て会員とする。

### 第四条 目的

本会は、クラブ員のスポーツ活動を支援することを目的とする。

本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第五条 活動

本会は、前記第四条の目的を達成するために、次の活動を行う。

クラブ員の心身の育成を補佐する。

クラブ員のスポーツ活動に対して、会員間での理解を深める。

会員の会費等を以て、クラブ員のスポーツ活動を支援する。

### 第六条 加入登録及び退会

クラブ員の保護者については、クラブ員がクラブに加入した時点で、本会に自動的に加入するものとする。

それ以外の者については、本会所定用紙を以って加入登録を行う。

クラブ員がクラブを退会するときは、その保護者も自動的に退会したものと取り扱う。

但し、保護者本人が継続を希望し、本会が承認した場合はこの限りではない。

### 第七条 会員の除名

会員が、次のいずれかに該当する場合、本会は、その会員を除名することができる。

本会の会則及び注意事項に繰り返し反したとき。

本会の名誉を著しく傷つけ、又は秩序を乱したとき。

会費等の支払いを滞納しクラブからの期限を定めての催促に応じないとき。

その他、本会が、会員として不適当と判断したとき。

## 第二章 組織

### 第八条 構成

育成活動を円滑にするために、本会に次の機関を置く。

総会 役員会 指導部会 審判部会 事務局会

### 第九条 総会

本会の総会は、各年度の開始以前に会長が招集する。

会長が必要と認めた場合、臨時総会を招集することができる。

総会は、会員の二分の一以上の出席により成立する。但し、委任状は出席とみなす。

総会の決議は、出席者及び委任状の過半数を以て決する。但し、委任状は議事に同意とみなす。

### 第十条 総会の任務

会則の決定及び改正。

前年度の活動報告。

前年度の決算の承認。

会員の推薦による当該年度役員決定及び承認。

当該年度の指導方針案と活動計画案の承認。

当該年度の予算及び徴収会費に関する説明。

その他の必要事項の決定及び承認。

### 第十一条 役員

本会は、次の役員を置き、任期は毎年、四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。但し、再任はこれを妨げない。

会長 副会長 会計 会計監査 指導部長 審判部長 事務局長

### 第十二条 役員会の召集と機能

役員会は、必要と認めた場合、会長がこれを召集する。

総会のための活動報告、決算報告、指導方針案、活動計画案、予算案及び議案の作成。

定例及び臨時活動のための事務及び連絡。

### 第十三条 指導部

クラブ員のスポーツ技術向上のために、指導部を置く。

指導部員は、3ヶ月の試用期間を経た会員及び会員外から適格者から選出し、会長がこれを委嘱する。

指導部員は、会の指定するスポーツ障害保険に加入する。

任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### 第十四条 審判部

クラブ員のスポーツ技術向上を目的とした対外試合を円滑に進めるために、審判部を置く。

審判部員は、会員及び会員外の適格者から選出し、会長がこれを委嘱する。

審判部員は、会の指定するスポーツ障害保険に加入する。

任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### 第十五条 事務局

クラブ員の練習・対外試合等の環境設定及び整備のために事務局を置く。

事務局員は、会員及び会員外の適格者から選出し、会長がこれを委嘱する。

任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### 第三章 会員・役員及び指導部員の任務

#### 第十六条 会員の任務

会員は、前記第四条及び、第五条の活動を遂行するために協力する。  
会員は、指導部会、審判部会及び、役員会で本会の運営上必要と認められた事項に従う。  
会員は、自分の子供の健康管理に責任を持ち、身体の調子が悪いときにはクラブの活動に参加させない。

#### 第十七条 役員の任務

会長は、本会を代表し各会議を召集する。  
会長はクラブの代表としての業務を兼務する。  
副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その任務を代行する。  
副会長は、クラブの副代表としての業務を兼務する。  
会計は、本会の金銭及びその関係書類を作成、管理する。  
会計監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。  
指導部長は、第十八条に定める指導部員の任務遂行を管理する。  
審判部長は、第十九条に定める審判部員の任務遂行を管理する。  
事務局長は、第二十条に定める事務局員の任務遂行を管理する。

#### 第十八条 指導部員の任務

指導部員は、指導部会を定期的開催し、活動計画案を作成し、活動を円滑に遂行できるよう努める。  
指導部員は、スポーツ活動中に生じた事故について、指導部長を通じて会長に報告する。

#### 第十九条 審判部員の任務

審判部員は、指導部と一体となって、クラブ員の競技規則の習得に努める。  
審判部員は、必要に応じて審判部会を開催し、自らの審判技術向上のための計画案を作成し、活動を円滑に遂行できるよう努める。  
審判部員は、審判活動中に生じた事故について、審判部長を通じて会長に報告する。

#### 第二十条 事務局員の任務

事務局員は、会長、副会長と一体となって、クラブ員の練習環境、試合環境の設定と整備に努める。具体的には、各種大会参加等の手配・連絡・各会議への参加、施設利用に関する届出、及び各クラブ員・会員への事務連絡を行う。  
事務局員は、必要に応じて事務局会を開催し、各人の業務役割を確認し、活動を円滑に遂行できるよう努める。

## 第四章 会計及び責任範囲

### 第二十一条 会計

本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以て充てる。

会費の金額は、年度ごとに役員会にて決定し、総会にて説明を行う。

本会会計より出費する費用は以下の通りとする。

- ・ クラブの運営に関する費用
- ・ 指導部員・審判部員が「クラブの活動のために取得する公的資格の取得及び継続」に要する費用、及び同部員が会の指定するスポーツ障害保険に加入するための費用
- ・ 総会、役員会、指導部会、審判部会、事務局会の開催に関する費用
- ・ 指導部員、審判部員及び「指導部員よりクラブ員の引率等を依頼された会員」が、「クラブの対外試合や遠征等の活動」を行うためにかかる交通費
- ・ その他会長が本会の趣旨に則り必要と認めた費用

### 第二十二条 会員の事故

指導部員・審判部員が、スポーツ活動中(活動目的での移動を含む)に起こした事故については、指定するスポーツ障害保険の適用範囲以内でのみ、責任を負う。

その他の会員が、クラブ又は本会の活動に参加して起こした事故について、本会が責任を負うことはない。

## 第五章 細則

### 第二十三条 会則の改正及び解散

本会則の改正及び本会の解散は、会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

### 付則

本会則は、平成 15 年 4 月 1 日から発効する。